

2005年度（平成17年度）第1回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2005年度（平成17年度）第1回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2005年（平成17年度）5月24日（火） 午前9時00分～10時25分
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席委員名

富田委員，塚本委員，石井委員，無漏田委員，坂本委員

4 説明のため出席した職員

建設管理部長，建築部長，農林土木部長，水道局業務部長，水道局工務部長
建設政策課長，契約課長，技術検査課長，営繕課長，農林整備課長，松永建設産業課長
水道局経理課長，水道局給水サービスセンター所長

5 会議の概要

(1) 前回の入札監視委員会の意見について

契約課長から次のとおり説明を行った。

「入札監視委員会での，これまでの議論を踏まえ，入札制度に対する今後の市の対応に期待したい。」という意見については，2003年（平成15年）10月29日に第1回を開催し，前回までに7回の会議で議論いただき，予定価格に近い落札率のものがあ一方で，予定価格の6割程度の落札率のものもあるが，予定価格の設定は適正になされているのか，ブロック制に対する考え方はどうなのか等々，多くのご意見をいただいたが，入札監視委員会での意見を踏まえる中で，市として透明性の確保及び公正な競争促進に向け，2005年度（平成17年度）の制度改善に取り組んできた。

その内容は，一点目に電子入札の試行であり，条件付一般競争入札，公募型指名競争入札に付する建設工事及び指名競争入札に付する設計金額2千5百万円以上の建設工事，並びに設計金額1千万円以上の測量及び建設コンサルタント業務の中から選定するという内容であるが，電子入札等システムへの利用者登録の状況を見ながら，できるだけ早いうちに実施したい。今年度と来年度は，試行期間と位置づけ，2007年度（平成19年度）からは，本格導入していきたい。

二点目は，公募型指名競争入札の拡大であり，従来，設計金額1億5千万円以上10億円未満の建設工事を対象としていたものを，今年度から，建築一式工事については，7千5百万円以上，その他の工事については，5千万円以上10億円未満について拡大

して試行するというものである。

三点目は、設計図書の確認方法について、従来の閲覧・貸出し方法から複写業者での販売に変更するもので、対象は、条件付一般競争入札、公募型指名競争入札の対象となる建設工事である。

四点目は、本市建設工事等指名除外基準要綱を一部改正して、入札妨害・談合・贈賄・独占禁止法違反行為についてのペナルティを強化している。

いずれの内容も透明性の確保、公正な競争の促進に寄与するものと考えている。

(2) 抽出案件の選定理由について

坂本委員から次のとおり説明を行った。

公募型指名競争入札については、予定価格が大きく規模の大きいものを1件選定し、指名競争入札は、予定価格が大きく工事規模の大きいものを1件、落札率の高いものを1件、逆に落札率の極めて低いものを1件、計3件選んだ。

随意契約は、水道局発注分の中から工事金額の高いものを1件選んだ。

(3) 抽出案件の審議

- ア 福山市山手町住宅14号棟(16・中耐)建設工事
- イ 福山市立動物園ペンギン舎・中央便所新築工事
- ウ 橋梁架替工事(仮称 南橋)
- エ 瀬戸金江線道路災害復旧工事
- オ 水管橋補修工事

アからオについて、契約担当課長又は工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行った。

(4) 委員会の意見

- ア ブロック制の改善について検討してほしい。
- イ 不正行為があった場合のペナルティをもっと強化する必要があるのではないか。
- ウ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づくガイドラインに従って、情報の公表や入札監視委員会の設置など、市が実施しているものと、未実施のものについて次回報告してほしい。

(5) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ア 指名除外措置運用状況
- イ 低入札価格調査制度の運用状況

アとイについて、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(6) 次回委員会の開催日程について

8月中旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

(7) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出について

次回の事案の抽出は、本年4月から6月分を対象として、石井委員が担当する。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 前回の入札監視委員会の意見について

Q 1 多くの自治体で落札率が高いことが問題視されており、本市でも、約2年間、入札監視委員会で落札率の議論をしてきたが、落札率が前年より高くなっていることに対し、市はもっと問題意識を持って、実効の上がるような取組みが必要ではないか。

A 1 本市の落札率は、2001年度(平成13年度)97.98%、2002年度(平成14年度)89.88%、2003年度(平成15年度)82.87%と低下してきたが、前年度は、90.48%と上昇している。

その要因として、2003年度(平成15年度)は、低入札物件が58件あったため、全体の落札率を大きく引下げたと考えられるが、前年度は、低入札物件が25件と大幅な減となったため、全体として落札率は高くなっている。

今後は、条件付一般競争入札、公募型指名競争入札を拡大する方向で検討するとともに、将来的にすべて電子入札となれば、より秘匿性、競争性が確保されるのではないかと考えている。

Q 2 ブロック制について、どのように考えているか。

A 2 ブロック制での指名に、発注者側も受注者側も慣れている実態があり、急に廃止することは難しいため、今年度については、ブロック制を残しながら、公募型指名競争入札の拡大に取り組んでいく。

Q 3 例えば、北部ブロックや松永ブロックで発注する場合、公募型の基準の金額を上回っておれば必ず公募型指名競争入札にするのか。

A 3 案件が対象金額であれば、必ず公募型指名競争入札にする。その場合、ブロック制は関係しない。

4 公募型指名競争入札によらないケースの方が多と思うが、ブロック制の弊害が大きいので、早くなくさないといけないのではないか。

(2) 抽出案件の審議

ア 福山市山手町住宅14号棟(16・中耐)建設工事について

Q 5 落札率97%の間に8者全部が入るといのは、どう考えてもおかしいと思うが、業者はこういう工事が発注されることを事前に知っているのか。

A 5 市では、一年間の工事の発注予定を、事前に公表している。

Q 6 ブロック制の弊害を補完するためにも、公募型指名競争入札制度があると思うが、公募型でもこのような状態であれば、あまり実効が上がらないのではないか。

A 6 公募型指名競争入札は、2002年度(平成14年度)は7件発注して、そのうち4件が低入札、残り3件は落札率90%台、2003年度(平成15年度)は、公募型8件の内、落札率は50%台が3件、60%台が1件、90%台が4件であった。昨年度は、公募型12件の内、落札率は70%台が2件、90%台が10件であった。

Q 7 落札率が90%を超えているのは、市として、これはおかしいという目で見なければいけないのではないか。

A 7 工事の設計は、実勢価格で適正に行っている。さらに数量公開、予定価格の事前公表により競争性の確保を図っている。落札率が高止まりになりやすい要因としては、この工事は共同企業体方式で発注しているため、共同組織の中で運営をして利益を上げていく形になること、また、工事監理において、適正な工事の履行の確保を図るという観点からも、高いところで止まっていると考えられる。

Q 8 現状で問題ないと考えているのか。予定価格を厳格に考えて積算するしか方法はないのではないか。

A 8 決して、高止まりするのが当たり前だという考えは持っていない。極力、競争性を確保する中で、良質なものが施工されることを求めている。

Q 9 予定価格に係り、単価の基準は公募型は通常のものより低いものとなっているのか。

A 9 単価の基準は基本的に同じであるが、経費率は、大きい工事ほど下がるという一定のルールで設計している。

10 70%、80%台の落札率のものに比べて90%を超えている件数があまりにも多いという点を、もう少し真剣に検討してほしい。

Q 11 市の単価は、国の基準を受けた県の基準を、市の基準に援用して決定しているということに理解しているが、市の実勢価格は、取引価格に対し、どのように決めているのか。

A 11 市の単価は、国の基準を受けた県の単価を基本としているが、コンクリートの価格や鉄筋の価格については、福山地域の価格が公表されており、それを採用している。公表されていない価格については、建設物価等の刊行物を参考にする中で福山市での単価を決めている。個別の材料については、メーカーから見積もりを取り単価を決めている。

イ 福山市立動物園ペンギン舎・中央便所新築工事について

Q 12 工事場所から一番近い業者が落札しており、何となく話し合いがされたのではないかという気がする。工事場所が北部地区の工事であり、ブロック制により工事場所から近い業者を指名したのではないか。

A 12 この工事については、いわゆるブロックの対象業者には限定していない。

Q 13 1月から3月の発注工事の内訳の中にこの業者が落札している工事が多いが、

それだけ施工能力を有している業者なのか。この落札業者の技術者数は何人か。

A 1 3 資格を持った技術者が、会社全体で23人いる。

ウ 橋梁架替工事（仮称 南橋）について

Q 1 4 落札率が非常に低く61.8%であり、他の業者とかい離しているが、入札価格が予定価格の80%以下である3者と、90%以上である8者について、会社としての特徴があったら教えてほしい。

A 1 4 3者のうち2者は、施工場所である内海町の地元業者である。落札業者は、入札時点では、千代田町に本社があったが、現在は、内海町に本社を移しており、元々、内海町の出身で、内海町の工事に力を入れている。8者のうち1者も地元である。

Q 1 5 この金額できっちりした仕事をやってもらえるならありがたいと思うが、この工事のどこが非常に安くできるのか教えてほしい。

A 1 5 低入札価格調査で、業者から聴き取り調査した結果、直接工事費については、市の積算額とほぼ同額だった。諸経費について、現場管理費における安全資機材は自社で所有しており、下請には出さず自社施工のため、大幅な削減が可能とのことであった。また、この工事は旧内海町時代から継続して施工した実績を持ち、強い受注意欲があったため、経費削減をしたとのことだった。

Q 1 6 私は、通常、下請を使う方が安くなると認識しているがその点はどうか。

A 1 6 業者が自社にある資機材等を使い、自社で施工すれば当然経費は安くなると理解している。

1 7 この工事は安く落札しているので、工事の管理をしっかりしてほしい。

エ 瀬戸金江線道路災害復旧工事について

Q 1 8 落札業者は直営で施工しているのか。

A 1 8 下請業者3者に、工事の一部を下請施工させている。

1 9 この工事の入札価格はすべて99%台で、最高と最低の差が5万円しかない。ブロック制で地元業者を集めてすると必ずこういう結果になるため、ブロック制で発注するなら、予定価格は事前公表しない方が、入札価格はもっと下がってくるのではないか。

2 0 地元業者の育成と透明性、競争性の確保とは相反することであるが、市は、どちらを優先するのか、明確にしておく必要があるのではないか。

2 1 予定価格を事前公表しない方がよいと考える理由は、入札予定業者同士で話をし、誰が落札するか、どれだけはねて誰に廻すということが計算できる。そういうことが非常にやり易い。そうすると、非常に話し合いができ易い環境になってしまうのではないか。予定価格を事前公表しないことは、そういう面を改善することになるのではないか。

オ 水管橋補修工事について

Q 2 2 工事場所は，この業者がすべて施行した場所なのか。

A 2 2 この工事は，1965年（昭和40年）頃にほとんど当該業者が施工しているので，この業者に補修を行わせるものである。

カ 全体について

Q 2 3 不正行為が過失と見られている場合が多く，ペナルティが甘すぎるのではないかと。落札率を下げると，工事の品質について不安が起きる可能性が高まるので，ペナルティをもっと厳しくする必要があるのではないかと。指名除外措置の強化以外に対応するものはないのか。

A 2 3 現在，指名除外措置以外には対応するものはない。